

ビジネス法務 6月号第4頁に掲載(中央経済社)

Trend Eye

注目の Fintech 特許訴訟 Freee 対マネーフォワード

河野特許事務所
所長弁理士 河野英仁

1.Fintech とは

近年新聞等で頻繁に取り上げられているキーワードとして **Fintech**(フィンテック)がある。Fintech は、Financial Technology の文字を組み合わせた造語である。米国及び英国では、Fintech 関連スタートアップが中心となって新たな Fintech ビジネスを次々にスタートさせている。これら Fintech スタートアップに対する投資額は年々増加しており、米国では既に 96 億ドル以上もの投資がなされている。日本でもブームとなっているが投資額は約 5 千ドルと米国に比べ圧倒的に少ない。

Fintech は金融に関する技術であるが、その範囲は非常に広く、ブロックチェーンを用いた仮想通貨の他、株取引、融資、金融情報収集、運用、FX、クラウドファンディング、セキュリティ等多岐にわたる。いずれもインターネット、スマートフォン、AI(人工知能)、IoT 等のテクノロジーを組み合わせるユーザフレンドリー、低価格、リアルタイムでの金融関連サービスを提供するものである。

金融に関する技術はオンライン銀行、ATM 等の分野において古くから開発され製品化されているが、なぜ近年ここまで注目されるようになったのであろうか。一つにはスマートフォンの爆発的な普及がある。スマートフォンはユーザ個人が肌身離さず持ち歩くものであり、認証・GPS 機能を備え、セキュアな状態でのリアルタイム取引が可能である。また各種演算処理を行うコンピュータの AI 能力が格段に向上してきたことも大きい。

次に既存の金融機関が構築してきた中央集権的でありセキュリティ維持のために莫大な費用を要する金融システムにかわり、分散型のブロックチェーン技術が実現されたことも大きい。ビットコイン等の仮想通貨はブロックチェーン技術をベースに構築されており、低額の手数料で仮想通貨の使用・売買が可能となっている。既存の金融プレーヤーは高額の手数料等という権益を維持すべく既存の枠組みから抜けきれなかったところ、スタートアップ企業は既存のビジネスモデルを破壊する新たな Fintech ビジネスを次々に打ち出しているのである。

2. Fintech と特許

特許といえばハイテクのイメージがあり、金融に携わる法務担当者には縁の無いように思われるのではないだろうか。しかしながら、Fintech も Tech の一種である以上、特許により保護されるのである。

特許法第 2 条は特許法の保護対象である発明について以下の定義を与えている。

「この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。」

このように特許法第 2 条によれば、「自然法則」を利用していれば特許の保護対象となるのである。例えば、オークションの方法そのもの、株価の予測の方法そのものは単なる人為的な取り決めであり「自然法則」を利用していないため特許法により保護されない。しかしながらコンピュータ、スマホ、インターネットというハードウェア・ネットワークを用いたサービスは「自然法則」を利用しているに他ならないから、特許法により保護される。例えばスマホのオークションアプリ、株価の予測アプリであれば特許法により保護される。

3. Fintech 特許訴訟

2016 年 12 月初旬会計アプリを提供する freee 社がマネーフォワード社を特許権侵害で提訴するというニュースが報じられた。

freee 社の特許第 5503795 号「会計処理装置、会計処理方法、会計処理プログラム」は 2013 年 3 月に出願され、2014 年 3 月に登録された。発明者は代表取締役である佐々木氏等である。争点となっている特許の請求項は以下のとおりである。

「ウェブサーバが提供するクラウドコンピューティングによる会計処理を行うための会計処理プログラムであって、..

前記対応テーブルを参照した自動仕訳は、前記各取引の取引内容の記載に対して、複数のキーワードが含まれる場合にキーワードの優先ルールを適用し、優先順位の最も高いキーワードにより、前記対応テーブルの参照を行うことを特徴とする..」。

会計ソフトウェアは、金融機関、クレジットカード会社から入出金データをダウンロードし、取引内容のキーワードに基づき勘定項目（通信費、接待費、水道光熱費等）を推測する。例えば、「東京電力」の勘定項目は「水道光熱費」、「ソフトバンク」の勘定項目は「通信費」と推測する。

しかしながら、「モロゾフ JR 大阪三越伊勢丹店」という取引内容であれば複数のキーワードが存在するため推測判断が困難となる。「JR」の部分で対応テーブルを参照すると、勘定科目として「旅費交通費」に分類されることとなるが、実際には「モロゾフ」にて贈答品を購入したという状況であり、「接待費」が適切な勘定項目である。そのため本発明は、「複数のキーワードが含まれる場合にキーワードの優先ルールを適

用し、優先順位の最も高いキーワードにより、前記対応テーブルの参照を行う」のである。キーワードには以下のような優先順位 1~5 を割り当てることができる。

- 1 品目 (i t e m)、
- 2 取引先 (p a r t n e r)、
- 3 ビジネスカテゴリー (b i z _ c a t e g o r y)、
- 4 グループ名 (c o r p _ g r o u p)、
- 5 商業施設名 (b u i l d i n g)

対応テーブルに、「モロゾフ」、「JR」、「三越伊勢丹」がそれぞれ登録されており、「モロゾフ」は partner として、「JR」は group として、「三越伊勢丹」は building として登録されている。優先度が最も高いのは取引先(partner)であるキーワード「モロゾフ」であり、「モロゾフ」に対応する勘定項目「接待費」が候補として選択されることとなる。

被告マネーフォワードは、取引明細から推測し勘定項目を自動提案する MF クラウドサービスを提供している。被告マネーフォワードのアルゴリズムが、本特許のように複数キーワードの優先ルールに基づいて仕訳処理を行っているかが裁判所での争点となるであろう。

4. Fintech 訴訟リスクとその防止策

freee・マネーフォワード特許訴訟以外にも、マネースクウェアが FX のサイクル注文に関する特許で外為オンラインを 2015 年 2 月に特許権侵害訴訟で提訴している。また特許件数・訴訟共に世界一である中国では USBkey を用いた銀行振込認証に関する特許訴訟において約 9 億円の損害賠償を認める判決が下されており、Fintech 特許による訴訟リスクは確実に高まってきている。

Fintech 特許訴訟を防止するためには、競合他社の特許を調査し、特許権侵害とならないよう十分注意するとともに、自社で開発した Fintech 技術については他社に権利取得される前にいち早く特許出願することが重要である。

以上